

奈良県告示第三百六十八号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を奈良県指定名勝に指定する。

令和五年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所有者・住所	所在地
春日大社貴賓館庭園	宗教法人春日大社 奈良市春日野町一 六〇番地	奈良市春日野町一六〇番地の一の一部 （次の指定範囲図のとおり）

「次の指定範囲図」は、省略し、その図面を奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課及び奈良市教育委員会事務局教育部文化財課に備え置いて一般の縦覧に供する。